令和元年度(2019年度)地域包括支援センター

事業評価(平成30年度事業)実施要領

1 評価の目的

地域包括支援センター(以下「センター」とする。)の事業が効果的、効率的に運営されているか等について、点検・評価を適切に行っていくことで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで、一定の運営水準を確保していくことを目的とします。

2 対象施設

平成31年4月1日時点鎌倉市内に事業所を置く地域包括支援センター計10箇所

- (1) 鎌倉市社会福祉協議会(鎌倉市御成町20-21)
- (2) 鎌倉きしろ (鎌倉市材木座1-8-6 ヴィラ・エスポアール103)
- (3) 鎌倉静養館 (鎌倉市由比ガ浜4-4-30)
- (4) 聖テレジア (鎌倉市腰越1-2-1)
- (5) 聖テレジア第2 (鎌倉市津602-184)
- (6) みどりの園鎌倉 (鎌倉市常盤165-8)
- (7) 湘南鎌倉 (鎌倉市山崎1202-1)
- (8) きしろ (鎌倉市台5-2-8 第37ル社 102号)
- (9) ふれあいの泉 (鎌倉市今泉2-4-10)
- (10) ささりんどう鎌倉 (鎌倉市城廻270-2)

3 評価の対象期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(平成30年度)

4 評価の対象事業等

- (1) 組織/運営体制
- (2) 総合相談支援業務
- (3) 権利擁護業務
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (5) 地域ケア会議関係業務
- (6) 医療・介護連携
- (7) 介護予防ケアマネジメント業務、介護予防支援関係業務
- (8) 認知症高齢者支援
- (9) 鎌倉市指定事業

5 実施方法

(1) センターによる自己評価【令和元年(2019年)6月上旬から7月上旬】 センターで「令和元年度(2019年度)地域包括支援センター事業評価(平成30年度事業)個別評価基準」、「【様式1】令和元年度(2019年度)事業評価書(平成30年度事業)」を用いて、自己評価を実施します。

自己評価は、「【様式1】令和元年度(2019年度)事業評価書(平成30年度事業) (地域包括支援センター名)」の自己評価欄のみを記入します。

(2) 自己評価に基づく書類審査【令和元年(2019年)7月上旬から8月上旬】 自己評価で記載された「【様式1】【令和元年度(2019年度)事業評価書(平成 30年度事業)」に基づき、鎌倉市で書類審査を実施します。

書類審査は、取組や記述の有無、取組や記述の具体性等の視点から「令和元年度(2019年度)地域包括支援センター事業評価(平成30年度事業)個別評価基準」に基づき行います。

(3) 自己評価に基づくヒアリング審査【令和元年(2019年)8月中旬から10月上旬】

書類審査を補完し、行政評価の参考とするため、自己評価の正しさの検証や、好事例・課題の内容把握等の観点から鎌倉市によるヒアリング審査を実施します。

(4) 鎌倉市介護保険運営協議会での審議【令和元年(2019年)10月下旬】 自己評価に基づく書類審査、ヒアリング審査の内容を踏まえた評価結果を、鎌倉 市介護保険運営協議会において審議し、行政評価の結果を確定させます。

6 スケジュール

